

# 令和3年度 関東農政局補助事業評価委員会(再評価・事後評価)

## 技術検討会(第2回)

### 議 事 録

日 時 : 令和3年 12 月 10 日(金)13:50~16:30

場 所 : さいたま新都心合同庁舎2号館 11 階防災対策室1

#### [技術検討会の議事概要]

#### 1. 事後評価地区について

【事務局より、資料に基づき評価概要等の説明】

##### (1)草地畜産基盤整備事業「茨城中西部地区」

(松井委員長)草地畜産基盤整備事業「茨城中西部地区」について、委員のご意見を頂きたいと思います。

(片岡委員)事業参加者の認定農業者 18 戸の農家の規模について如何に。例えば、家族経営で 20~30 頭飼育しているものなのか、メガファームと言われるような規模か。

(早坂畜産課補佐)全戸の詳細なデータは持ち合わせてないが、メガファームではなく家族経営が主である。

(原生産部長)資料1の事後評価地区別結果書より、当該地区事業参加農家の生乳生産量から飼育頭数を算出すると計画時点で約 3,000 頭、評価時点で約 4,300 頭となり、令和2年度時点の参加農家 1 戸当たりの平均飼育頭数は 240 頭となる。メガファームではないが、農家1戸当たり 70~80 頭の飼育数で経営が成り立つことを踏まえると、当該地区は規模の大きい経営体を中心と言える。

(清水委員)当該農地で生産される飼料用作物は如何に。飼料用米か。

(早坂畜産課補佐)デントコーンが主である

(鈴木委員)畜舎や堆肥盤からの排水、集水処理対策は如何に。

(早坂畜産課補佐)当然、環境基準値以下に処理して排水しているが、パーラー排水処理施設や浄化槽等、各農家がどのような排水処理設備を整備しているかまでは把握できていない。

(清水委員)当該地区の事業参加事業者数(認定農業者)は 18 戸となっており、この他の個別農家も含めた生産法人や集落営農組織等の組織化の傾向は見られるか。

(原生産部長)水稻等、土地利用型農業では集落営農として組織化することはあるが、酪農について当該地区のような経営規模の大きい農家の集まりである場合は一般的に組織

化することはない。

(鈴木委員) 耕畜連携の取組は地域内のみでなく地域外へもその効果は及んでいるのか。また、当該事業によって耕畜連携の効果として、例えば耕作を主に行う農家にとっては肥料の購入量が減った等の情報はるか。

(早坂畜産課補佐) 事業主体に確認する。

(松井委員長) 受益面積の考え方について、補足説明資料では 29.98ha とあり、資料1の P1-3 の飼料作物作付面積では現況時点 244.6ha で評価時点 389.1ha で単純に引き算しても補足説明資料の受益面積と合致しない。飼料作物作付面積の増分約 143ha のうち、受益面積である約 30ha が基盤整備した農地になるということか。

(早坂畜産課補佐) そういうことである。当該事業外の取組も含めた飼料作物作付面積となっている。

(原生産部長) 当該地区の経営体としての作付面積全体としては資料1のとおりであり、当該事業での整備面積は約 30ha である。

(松井委員長) 資料1に廃業した酪農家の農地や荒廃農地及び耕作放棄される可能性のある農地等を活用しているとあるが、受益面積(基盤整備した)約 30ha の農地は事業参加農家の所有農地ではなく、当該事業により拡大された農地面積か。

(早坂畜産課補佐) 全てではないが、新たに整備された農地が多い状況である。

(松井委員長) 草地畜産基盤整備事業のエリア設定は、農村振興部所管事業のような同じような営農を行う面的にまとまりをもった地域設定ではなく、草地畜産整備事業の場合は、事業参加者が点在した地域を一体的に設定するものなのか。

(原生産部長) 一般的に草地畜産整備事業の場合はそのような地域設定になる。

(清水委員) 耕畜連携の取組について、自給飼料の生産を促進したとあるが、当該事業による地区内の自給飼料の利用率または利用飼料の自給率がどの程度向上したのかについて評価されないのか。

(早坂畜産課補佐) すべての農家の飼料の利用実績や飼料自給率の調査は行っておらず、評価に含めていない。

(清水委員) 今の政策としても、そこが非常に重要であると考えられる。

(片岡委員) 生活環境整備の関係で家畜排せつ物処理施設を5棟設置したとあるが、その成果により悪臭等の苦情発生件数が H20 年度 14 件、R2 年度 10 件と減少したとあるが、処理施設を整備後、施設周辺の方からの苦情はやはりある等、R2 年までに毎年随時 10 件程度苦情が発生しているのか、それとも確実に苦情は減少しているのか。また、苦情は決まった方か、異なった各人からか。状況が分かれば教えていただきたい。特に、混住化が進むと匂いの問題はかなり多く指摘されており、経営継承する際に、親の時は我慢できたが、息子が継承する際に、地域から酪農をやめてほしいと言われるケースがある。酪農を継続する上で、家畜排せつ物処理施設の整備は大変重要であると考えられ、これによりいかなる効果が発現されているのか教えていただきたい。

(早坂畜産課補佐) 悪臭の苦情は減少していると聞いているが、確認する。

## (2) 農村地域防災減災事業「東花輪川Ⅱ期地区」

(松井委員長) 第1回技術検討会で現地調査を実施した農村地域防災減災事業「東花輪川Ⅱ期地区」についてご質問ご意見があればお願いします。

(松井委員長) 特に質問・意見が無いようなので、事後評価の審議は以上といたします。

## 2. 再評価地区について

【事務局より、資料に基づき評価概要等の説明】

### (1) 農業競争力強化農地整備事業「豊和地区」

(松井委員長) 農業競争力強化農地整備事業「豊和地区」について、委員のご意見を頂きたいと思います。

(片岡委員) 事業の長期化の原因に埋蔵文化財調査を挙げられているが、これに係る費用負担は如何に。

(大黒農地整備課長) 当該地区の事業費から調査費を捻出しているが、農家に負担がかからないよう、国、県、関係市が負担している。埋蔵文化財調査は文部科学省所管になるが、予算が少ないため当該事業予算で対応している。

(鈴木委員) 他地区に比べて費用対効果が小さい理由は如何に。

(大黒農地整備課長) ほ場整備は、土質や地元との対応・調整により事業が長引く等、他の事業にはない特殊なところがある。また、広範囲で整備を行っており、例えば、地下水が発生するとその対応に費用を要す等、他動的要因により事業費が増嵩する傾向がある。また、農家個人の財産である農地を整備することから、受益者の要望事項も多く、事業費が増嵩する。

(鈴木委員) 補足説明資料 P7 にある青刈りとうもろこしの作付け状況の写真について、飼料用作物であると思慮しているが、生産調整として水稻以外の作物を作付けしているのか。

(大黒農地整備課長) 事業主体に確認する必要はあるが、当該作物は畑で作付けしているものと思われる。当該地区は暗渠排水が未了であり、水はけの良いほ場条件になっておらず、暗渠排水が整備されれば、転作も取り入れやすいほ場環境になるものと考えられる。

(鈴木委員) ほ場の大区画化による受益農家(農業法人)の反応について、営農がやりやすくなった等、話を伺っていたら教えていただきたい。また、暗渠排水がまだ未了である大区画化ほ場における営農状況について、用排水の不具合等は生じていないか。

(大黒農地整備課長) 当該地区ではないが、ほ場整備を実施した他地区では、現況が用排兼用の土水路で各個人がエンジンポンプ(小規模な水中ポンプ)を数台水路に設置して用水を確保し、ポンプ燃料の見回りを行う等、非常に水回りの作業に時間を要していたものが、整備後は蛇口をひねれば水が出てくるといった大変便利になり、また草刈りも作業範囲が減る等、ほ場が大きくなって大型農機の導入が可能になったことだけでなく、附帯施設整備により作業が楽になったと聞いている。2つ目の質問の不具合については事業主体に確認する。

(清水委員)補足説明資料 P6 の 2 行目「利用集積率」の表記については、他の表現と合わせて“農地集積率”になるのではないか。

(大黒農地整備課長)修正する。

(松井委員長)補足説明資料 P5 の実施後の水路の写真について、複断面となっている理由は如何に。

(大黒農地整備課長)常時流れる排水については水路の洗掘防止としてコンクリート護岸とし、洪水時はコスト面や用地を踏まえて無ライニングとする複断面が一般的である。

(松井委員長)上段の写真はそのように理解できるが、下段の写真では高水敷の幅を広くとられているが如何に。大雨時の排水を流すためには、高水敷を下げた方がより断面を確保できるのではないか。地元の調整によるものか。

(大黒農地整備課長)上段の写真はほ場周りの支線排水路であり、下段の写真は幹線排水路であり断面が大きくなっている。排水路の吐出し口の高さや流速で決まってくる。

(鈴木委員)既存の生物相の保護を踏まえて施工した排水路(カエルスロープ、魚巣ブロック)について、その効果を事業主体に限らず、その他の団体等が追跡調査を実施しているか。

(大黒農地整備課長)事業主体に確認する。

## (2)中山間地域農業農村総合整備事業「松崎地区」

(松井委員長)中山間地域農業農村総合整備事業「松崎地区」について、委員のご意見を頂きたいと思います。

(松井委員長)平成 23 年度の計画変更で水田の畑地化を盛り込んだとのことであるが、水田の汎用化や高度利用ではなく、畑地化に踏み切った理由は如何に。

(佐藤地域整備課長)公共残土の受け入れにより、ほ場の盤上げが可能となり畑地化することとした。

(清水委員)生活環境整備が実施されており、地域住民からすごく良くなったという声が上がってきそうな整備となっている。受益となる農家と非農家の各戸数を参考に教えていただきたい。

(佐藤地域整備課長)事業主体に確認する。

(片岡委員)事業目的に「観光業と連携した特産品開発やグリーンツーリズムとの連携などにより地域全体での活性化を目指す」とあり、農閑期に実施している“田んぼをつかった花畑”のイベントや当該地区で作付けされている桜葉や畑わさび等は、グリーンツーリズムや特産品開発に活用可能なものと考えられるが、そのような動向や展望はあるのか。

(佐藤地域整備課長)地域としては、地域全体の活性化のため、特産品の開発、加工、販売等に取り組み、また地域外の方が観光で訪れた際の受け入れ体制を整える等、地域活性化のための構想を立てている。

(片岡委員)まだ具体的なものにはなっていないということか。

(佐藤地域整備課長)別途、地域活性化のための加工施設等の整備が検討されている。当該事業では、特産品の作付けを集中的に進めるため、区画整理により農地を集積する形で実施しているところである。

(片岡委員)例えば、農道整備を実施することにより地域外の方がイベントに参加しやすくなると考えられるが、そうした活用は如何に。

(佐藤地域整備課長)利便性を確保するために、営農のためだけではなく、地域外の方々も訪れることを念頭に入れ農村や農地を活かした地域づくりと連携した道路の整備を進めているところである。

(片岡委員)“田んぼをつかった花畑”へ接続する道路も整備されているのか。

(佐藤地域整備課長)事業主体に確認する。

(清水委員)補足説明資料 P86 にある営農状況写真にある桜葉とは如何に。

(生玉農村環境課長)桜餅に使用する食用の作物である。

(吉原農政調整官)シソの葉に似ているが、実際はサクラの葉である。近年のワイ化栽培により、低木となっている。

### (3)農村地域防災減災事業「福岡堰地区」

(松井委員長)農村地域防災減災事業「福岡堰地区」について意見等があればお願いします。

(片岡委員)つくばエクスプレスとの調整が非常に大変だったということだが、具体的には、どのようなことが大変だったのか。

(竹内防災課長)協議の詳細は承知していない部分があり正確にはお答えできないが、稲荷木落地区の JR 宇都宮線も含め、鉄道協議は時間がかかるということであり、特に平成 23 年の東日本大震災、それ以前の中越地震で列車の脱線事故があったと記憶している方もいるかと思いますが、それ以降は鉄道の協議に時間がかかるようになってきている。

(松井委員長)排水路が住宅地の中を流れているが、つくばエクスプレスの駅周辺の住宅地が増えてきている状況の中、これら住宅地からの排水も流入するのか。

(竹内防災課長)住宅地からの雑排水が入り混んでいるかどうかは確認する必要があるが、必然的に住宅地の雨水は流入すると思う。ただし、正式に許可を取って、例えば道路排水からの流入を受け入れていることもあるので、ここは事業主体に確認しないと解らない。

(松井委員長)場合によっては、宅地等からの流入が見込まれるので、断面を大きくしたということか。

(竹内防災課長)正式に許可されて流入していれば、排水断面を大きくするが、家庭用の雑排水等正式に許可されたものでなければ、計算上入れ込むことは難しい。

(片岡委員)この地域は軟弱な地盤であり、地盤沈下が大きな課題であり、それに対して、今回の整備において、排水路の逆勾配や中だるみへの対策を実施されている。こういう課題に対して、今回整備を実施して改善されたところではあると思うが、今後、さらに地盤沈下が進行して、同じような状況が発生することについての可能性について、見通しはいかがか。

(竹内防災課長)見通しという考え方で言うと、短期間では地盤沈下や不等沈下が生じないように設計をするので、すぐに地盤沈下や不等沈下が生じることはない。しかし、数十年先といった長いスパンで考えると、絶対起こりえないと言えないので、その時に改め

て調査をして、影響が出ていれば、次の対策を講じていくことになる。

(片岡委員)現状では、5年、10年の中で即、何か起こるとい状況ではないということですね。

(竹内防災課長)然り。

#### (4)農村地域防災減災事業「稲荷木落地区」

(松井委員長)農村地域防災減災事業稲荷木落地区について意見等あればお願いします。

(鈴木委員)先ほど説明のあった福岡堰地区のつくばエクスプレスと同様と思うが、非公共事業との説明について確認したい。非公共事業とは、ここで書かれている NTT や JR 宇都宮線ということで理解してよいか。

(竹内防災課長)非公共事業の話と NTT、JR の話は関係ありません。稲荷木落地区については、まだ、事業量の半分くらいの整備が残っており、今後も事業を続けるうえで、県や市の予算が逼迫する中、財政がなかなか追いつかない状況にある。県としては、予算の負担が難しいことから、毎年度の予算を小さくしながら、長い期間で事業を実施出来ないかを検討している。農政局としては、公共事業としてしっかりと予算付けをして進めていくよう指導する考えであるが、県として、現時点では公共事業ではなくて、交付金といった非公共事業の予算を使って、長い期間をかけて整備をしていきたいと考えている、ということである。

(松井委員長)「非公共事業」という言葉は、正式な言葉なのか。

(竹内防災課長)厳密に言えば、「公共事業」、「非公共事業」というのは正式な言葉ではない。

(清野農村振興部長)これらは、予算制度上の言葉であり、ここで使うのはおかしい。

(松井委員長)補足説明資料 P61 に「流域の開発」とあるが、これらの農地排水だけではないということか。

(竹内防災課長)説明図にもあるとおり流域区域内には農地以外の宅地等開発された区域もあり、これら宅地なり農地以外の排水が流入する。

(松井委員長)今後、この地域に国営事業を入れる予定ということであるが、その国営事業とは農林水産省が行う事業なのか。

(竹内防災課長)然り。現在、調査を実施している。

(鈴木委員)先に説明された福岡堰地区と併せての質問であるが、排水機場はこの地域に隣接するところにあるのか。

(竹内防災課長)この地区は排水機場ではなく、排水樋門から中川に自然排水する。

#### (5)農村地域防災減災事業「白潟北地区」

(松井委員長)農村地域防災減災事業「白潟北地区」について意見等あればお願いします。

(清水委員)排水樋管の撤去について、河川管理者からの指示に基づいて実施するとの説明であるが、どこからの指示を受け、そのコストを誰が負担するのか。

(竹内防災課長)排水樋管の撤去は、河川管理者である千葉県土木サイドからの指示を受け実施するものであり、撤去費用については事業者側である千葉県(農林サイド)が負担する。

(鈴木委員)排水機場の排水流量、ポンプの台数如何。

(竹内防災課長)補足説明資料 P69 にあるとおりポンプは3機設置する。それぞれの口径は、φ800mm、φ1350mm、φ1500mmと記憶している。

(片岡委員)補足説明資料 P68 に平成8年の湛水状況の写真があるが、この地区で整備が行われて以降、こういった湛水は発生しているのか。

(竹内防災課長)正確なところは事業主体に確認する必要があるが、排水の効果は発現していると聞いているので、ここまでの状況にはなっていないと思う。しかし、近年は台風19号といった大雨が発生しているので、影響は受けていると思う。

(鈴木委員)このポンプは、大雨時に稼働して効果を発揮したのか。

(竹内防災課長)まだ、排水機場の効果は発現していないと思う。

#### (6)農村地域防災減災事業「袋井東地区」

(松井委員長)農村地域防災減災事業「袋井東地区」について意見等あればお願いします。

(鈴木委員)遊水池は元々この場所にあったのか。それとも、設置場所を確保したのか。

(竹内防災課長)昔からあったかどうかは確認する必要があるが、おそらく、遊水池としての形ではないにしても、低平地的なものがあったと思う。

(鈴木委員)そこを利用されていたということか。

(竹内防災課長)然り。

(松井委員長)従来の流下能力は3.6m<sup>3</sup>/sであり、これを11.4m<sup>3</sup>/sに増やしている。集水域には比較的農地が多いと思うが、もともとの断面が足りなかったのか、それとも、近年の都市化で排水能力が不足してきたのか。

(竹内防災課長)基本的には近年の都市化による流入量の増加に対応するものである。なお、本事業は防災減災事業であり、他動的要因がない場合、従来の排水断面を拡大して能力向上することは出来ない。

(清水委員)稲荷木落地区も同様であるが、事業対象地区が田園環境整備マスタープランの対象地域であり、稲荷木落地区では玉石護岸を使用しているが、このマスタープランの作成主体はどこなのか。

(竹内防災課長)田園環境整備マスタープラン作成主体は市町村である。なお、先ほど説明した稲荷木落地区は、環境団体からの異議申し立てを受け、配慮対策を実施したものである。

(片岡委員)事業の長期化の要因として、地盤が軟弱であることで工法を変更せざるを得なかったということであるが、資料2の総費用には、それら工法の変更による事業費の増が反映されたものと理解してよいか。

(竹内防災課長)工法変更による工事費の増を反映して総費用を算出している。

#### (7)水利施設等保全高度化事業「相模川右岸地区」

(松井委員長)水利施設等保全高度化事業「相模川右岸地区」について意見等あればお願いします。

(片岡委員)補足説明資料 P19 の、この事業を通じて耕作放棄地の解消を推進していくこととしている旨の記載について、事業実施の効果としては、ブランド米だとか稲作も盛んにな

っているとのことだが、耕作放棄地自体の状況はどうか。それに対して、法人が作業受託をしているとか、担い手集積しているとかそういった状況は確認されているか。

(竹淵課長補佐) 具体的な数値を持ち合わせていないので、事業主体に確認する。

(清水委員) 関連して、資料では「荒廃農地」と「耕作放棄地」という言葉が混在して使用されているが、教育の現場ではセンサスにある「荒廃農地」を使用しているので用語の使い方について気を付けた方がよい。

(竹淵課長補佐) 用語を統一します。

(松井委員長) 事業の長工期化の理由である隧道の区分地上権の設定に時間を要したことについては、確かに十分あり得ると思うが、他の地区でもこのようなことが多いのか。

(小林用地課長) 以前は、現在のような区分地上権の制度がなかったため、隧道工事の実施にあたっては工事実施の際に口頭承諾をもらって施工するということが多かったと聞いている。そのため、おそらく他の地区でもこのような事例はあると思う。

(飯田土地改良管理課長) 区分地上権の制度は昭和41年からであり、本事業が昭和20年の前半までに実施されていることから、このような状況となっている。

(鈴木委員) 用水路の上流に堰があるか。

(竹淵課長補佐) 事業主体に確認する。

#### (8) 水利施設等保全高度化事業「重須地区」

(松井委員長) 水利施設等保全高度化事業「重須地区」について意見等あればお願いします。

(松井委員長) この事業で実施するということではないと思うが、区画整理で生み出した非農用地への住宅の移転は始まっているのか。

(竹淵課長補佐) 移転は始まっていると聞いている。

#### (9) 水利施設等保全高度化事業「北総中央Ⅱ期地区」

(松井委員長) 水利施設等保全高度化事業「北総中央Ⅱ期地区」について意見等あればお願いします。

(片岡委員) 補足説明資料 P16 の今後の対応方針について、受益農家を対象とした用水利用の意向を把握するためのアンケート調査を実施し、今後はその結果を踏まえて推進していくこととしているが、現時点の受益者がどれくらいいて、新しい施設を利用する意向があるのか。

(竹淵課長補佐) アンケートは令和2年度に実施したが、「大規模な営農を考えた時には、用水の安定的供給が不可欠である」といったご意見を頂いている。本地区の受益者数については、事業主体に確認し後日回答する。

(片岡委員) 受益者へのアンケート結果で「大規模な農家は新しい施設の利用を希望している」、「小規模な農家は、従来から使用している既設の井戸が機能しているのでそのまま利用していきたい」、「新しい施設に切り替わったとしても別に自分のところには必要ない」といった意見はあるのか。

(竹淵課長補佐) 既設の井戸が使用できる状態にある農家は、切り替えのタイミングを見計っており、今すぐにといった意向ではないと聞いている。



(片岡委員)施設の整備を完了しても、そこに対しては反応が鈍いというか、あまり切り替えようという気持ちがないということか。

(清野農村振興部長)これまで使用してきた既設の井戸は老朽化しているので、どのタイミングで切り替えるかということであり、「駄目になるまで使って切り替える」それとも「駄目になる前に先に切り替える」ということである。

いずれは切り替えなければならないが、それぞれの農家が使用している施設の規模等を踏まえ農家はどう考えているかということで時間がかかっている。

本地区は、現在、事業計画の変更手続きを実施しており、この地区全体の手続きの中で、法律に基づいて2/3以上の受益農家の同意を取る必要がある。

まだ、事業進捗は10%と全然進んでいない状況の中、現在、県が計画変更の手続きの中で、同意徴集を行っており、令和4年2月に計画確定を予定している。

今後、農家の同意徴集結果を踏まえて、本事業を継続するのかどうか、この事業に賛同頂けるかが判ってくるが、夏の時点で7割の同意が取れており、現在、残りの3割の同意を取っているところと聞いている。

事業の進捗状況がこういう状況でも、事業を継続していくかどうかについて、改めて、農家の意向をしっかりと確認している状況であり、県としては、その同意が概ね取れるということで、本地区を継続して実施していきたいということと理解している。

(鈴木委員)コメントだが、例えば、豪雨のリスクが高まっているというのと、実は同じように、干害のリスクも全国的に高まっている恐れがあって、そういう意味では、段階的な施設整備の実施は意義があると思う。

(片岡委員)施設の段階的整備は重要だと思うので、先ほど老朽化の話が出たかと思うが、より一層、理解を促して農家の賛同をいただけるようにしていただければとコメントしておく。

(松井委員長)先ほどの説明は、水平展開をめざす事業に切り替える同意をとっているということか。

(清野農村振興部長)同意徴収は、この事業計画の対象 577ha に対する幹線用水路、幹線排水路等の整備を継続する計画全体についてのものである。段階的整備については、用水施設の整備を進める具体的な手段として、まずは、施設整備の意向の高い農家のところから繋げていくといった段階的な整備を実施していくこととしているものである。

25ha の受益農家の意向がまとまらないと、施設の整備を実施しないということとなると、工事が実施出来ないため、希望のある農家から繋いでいく考えである。

(松井委員長)本地区は、国営事業の附帯県営事業であるが、他の県営事業についても同じ状況となっているのか。

(清野農村振興部長)国営北総中央土地改良事業については、国が基幹部分の施設を整備、そこから、枝分かれしてほ場に用水を配水する施設の整備を県営事業で実施する仕組みとなっている。

国営事業は昭和 63 年度に着手したが、事業が長期化し、つい最近の令和2年度に完了したばかり、ようやく基幹施設で水を繋げられる状況になったところである。

関連する県営事業の特に用水部分については、国営事業が終わらないと水を配水で

きないため、国営事業の進捗が大幅に遅れたことも県営事業の進捗が遅れた要因の一つと考えている。

今後は、県営事業の進捗を図りたいと考えている。

(松井委員長)令和4年2月に計画変更確定ということであるが、技術検討会委員のスタンスとしては、計画変更予定であることを前提に、最終的な第三者意見を申し上げることになるのか。

(清野農村振興部長)そこを踏まえて頂くかどうかについては、いろいろな考え方はあるかと思うが、配布した資料、検討会での説明を踏まえて、ご意見をいただければと考えている。本事業は、国営附帯関連事業であり、国としても、この事業を着実に実施しなければ、国営事業の効果も発現しないため、工期がかなり長期化しているものの、ようやく国営事業が完了したので、計画変更の手続きを実施する中で、改めて受益農家の意向確認を実施し、その結果、事業継続の意向の確認が取れば、本事業は継続していきたいと考えている。

第三者の意見としては、客観的にご意見頂きたい。

#### (10)全地区共通事項

(鈴木委員)全体的な話として申し上げる。再評価対象地区については「継続」といった話になるかと思うが、それぞれの地区において、コストを下げようとする取組を検討することが可能かどうか、例えば、工法に対するICTの活用というところでコスト縮減が出来るか、そういう取組が可能かどうか、また、検討されているのかどうかについて伺いたい。

例えば、測量についても最近はかなり進歩しているし、土量の計算とか、農道の整備においても、現地を確認して写真を重ねて検討するというよりも、今は、モニター上でシミュレーションし、それをオンライン或いは机上で検討出来るようになっていたりと思うので、そういう風にする事によって、コストの縮減に繋がったりしないか。

また、国の施策としてもICTの活用ということを打ち出しているもので、その施策が事業そのもののコストを下げるということに繋げることが出来ないかと思う。

(清野農村振興部長)土地改良事業は、国だけでなく県、市町村、農家の方からも負担金を頂いて実施する事業であるため、事業実施に当たっては常にコスト縮減を考えながら実施している。

事業を実施していく中で、物価変動等で資材価格が上昇していくため、事業主体が国であれ県であれ、事業実施に当たってはコスト縮減に取り組んでいる。

それぞれの地区が、ICTを活用したコスト縮減についてどこまで考えているかについては、確認してみないと解らないので、各事業主体に確認し後日説明させていただく。

(川島設計課長)例えば、ICTを活用した自動給水栓については水管理の省力化に繋がるのでコストを下げることになると思うが、まだ、各地での実証試験を踏まえて取組が始まったばかりであり、今後、実用化が期待される。ICTの活用については重要なご意見と考えます。

(鈴木委員)有機的に繋がっていくと良いと思う。

(松井委員長)この他、第1回技術検討会で現地調査を実施した水利施設等保全高度化事業「岩手地区」及び「黒駒西地区」も含めご質問ご意見があればお願いします。

(松井委員長)特に質問・意見が無いようなので、再評価の審議は以上といたします。

— 以 上 —